

2019 2/4

■ 国税、増税控え各地で専門チーム

2019年10月の消費税率引き上げを控え、国税当局が消費税の税務調査に力を入れている。18年7月には消費税事案の情報収集などを担当する専門チームを各地で発足させた。悪質事案の摘発が進む一方、税法の解釈を巡り処分された企業側が強く反発する案件も出始めており、攻防は激化している。

「過去も同じ方法で申告していたが急に課税処分を受け、納得できない」。都内の東証1部上場の不動産会社の担当者は東京国税局の課税処分に対し、こう話した。

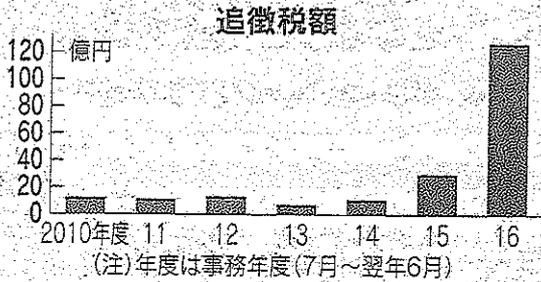
中古不動産を売却した際に受け取った消費税から、建物分について仕入れ時に支払った消費税全額を控除して税務申告。それが国税当局から18年7月末、全額控除は認められないとし、消費税の申告漏れを指摘。約5億円を追徴課税された。同

消費税の不正監視 一段と

社は中古不動産は売却が目的だったため、税法解釈などから長年全額控除という税務処理を実施。現在は全額控除が認められるか否かで年間約2億円の消費税負担の増減につながる。同社は処分を不服として提訴した。

国民にアピール

対立点は、仕入れ時に支払った消費税をどの程度差し引く(控除)ことができるかだ。国税OBの朝長英樹税理士は、これまで仕入れにかかった



国税庁はエース級を集めチームを立ち上げた

税法解釈で企業と対立も

士は「多くの会社が課税処分を受けるといふ異例の事態。消費税についてしっかりと調査をしているという当局の国民へのアピールという側面もあるのだろう」と明かす。

消費税法の解釈を巡り国税当局と企業の間で対立を招くのは、国税当局が消費税事案を積極的に調査してきたことと無縁ではない。消費税案件は

「消(ケン)」といわれ、特に消費税が還付される輸出免税制度を悪用した手口を摘発してきた。原則、輸取出引には消費税がかからない一方、日本国内での仕入れ商品には消費税を支払うのが一般的。貴金属販売会社らは消費税の還付金を得るため、同制度を悪用。国内で仕入れた貴金属の模造品を香港に実際に輸出してないのに、消費税約2600万円の還付を受けたなどとして

大坂国税局から18年に刑事告発された。告発は17年度に全国で12件と最近5年では最も多。不正還付などによる追徴税額(16年7月~17年6月)も127億円に上る。14年4月に税率が8%に引き上げられる前の追徴税額は10億円前後で、はるかに大きい。

密輸で巨額利益

もう一つは日本国内では消費税が上乗せして取引されることなどにつけ込んだ金塊密輸だ。金の購入に税金がかからない香港などで現物を調達し、日本国内に持ち込む。消費税を加えた価格で金を取引するため密輸した金を日本で売れば消費税分がもうけとなる。税関関係者は「年間600億円以上の税金が犯罪組織に流れている」と憤る。

1989年の消費税導入から約30年。現在税収の約3割を占め、消費動

真相深層

向にも影響を与える。税率が8%から10%に上げれば還付など不正で得られる利益は増える。それに伴い、手口が巧妙化かつ複雑化する恐れがある。このため、国税当局は監視の目を一段と強める。18年7月には東京、大阪、福岡の各国税局に消費税法を専門とする専門チームが誕生。東京国税局のメンバーは課長級にあたる「統括国税実査官」をトップに6人。税務署長経験者、国際課税の専門家などエース級が集まる。「税率アップに従い不正行為から得られる果実も増える。10%への引き上げを前に摘発する」(国税庁幹部)

悪質事案の摘発は当然だが、納税者と見解の相違がある事案への過度な厳しい処分は反発も強まりかねない。徴税現場では消費税を巡る激しい駆け引きが始まっている。(川瀬智浄)